

基 発 0419 第 3 号
平成28年 4 月 19日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
厚生労働省関係告示の整備に関する告示について

労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示(平成 28 年厚生労働省告示第 208 号)が本年 4 月 18 日に公布され、平成 28 年 6 月 1 日から適用されることとなった。

本告示は、労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 82 号。以下「改正法」という。)、労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令(平成 27 年政令第 250 号。以下「改正政令」という。)及び労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令(平成 27 年厚生労働省令第 115 号。以下「改正省令」という。)の施行に伴い、関係告示の整備を行ったものである。

については、下記の事項について了知のうえ、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

- (1) 労働安全衛生法施行令第 18 条第 24 号等の規定に基づく厚生労働大臣が指定する物(昭和 47 年労働省告示第 91 号)の一部改正

改正政令により、労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)第 18 条第 24 号「鉛化合物(酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物に限る。)」が削除されたことに伴い、題名を「労働安全衛生法施行令別表第 4 第 6 号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する物」としたこと。

- (2) 労働安全衛生規則第 34 条の 3 第 2 項の規定に基づく試験施設等が具備すべき基準(昭和 63 年労働省告示第 76 号)及び労働安全衛生法第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づく厚生労働大臣の定める基準(昭和 63 年労働省告示第 77 号)の一部改正

改正法により、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 57 条の 3 が第 57 条の 4 に改められたことに伴う所要の改正を行うとともに、題名を制定したこと。

(3) 化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針（平成 24 年厚生労働省告示第 133 号）の一部改正

改正省令により、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 24 条の 14 第 1 項第 1 号ロの成分が削除されたこと等に伴う所要の改正を行ったもの。また、改正法による改正後の法第 57 条の 3 に基づく調査を実施する場合にも安全データシートを活用する旨を追加したこと。

(4) 労働安全衛生規則第 24 条の 14 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める危険有害化学物質等（平成 24 年厚生労働省告示第 150 号）

改正省令により、危険有害化学物質等に含まれない特定危険有害化学物質等の範囲を明示するため、物理化学的危険性又は健康有害性を有するものの範囲を特定危険有害化学物質等の範囲として定めるとともに、題名を改めたこと。

(参考 関係告示の改正 新旧対照表)